

# やる気のある熱い人を求む！

## 平成22年度 五所川原地区消防事務組合職員の募集

☆試験案内および受験申込書

7月16日（金）から平日の勤務時間（午前8時30分～午後5時30分）に消防本部総務課、金木、市浦、鶴田、中里および小泊消防署で配布します。

☆受付期間 7月21日（水）～8月13日（金）

☆試験に関する問い合わせ・申し込み先

消防本部総務課 TEL0173（35）2019（内線25・42）

# しょうぼう通信



試験職種	採用予定人員	受験資格	試験日の日時・場所・内容
消防職（A） 消防職（B）	6名程度 2名程度	①昭和55年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で高等学校卒業以上の学歴を有する者（救急救命士の資格を有する者、または救急救命士の資格取得見込の者を含む）、または平成23年3月に高等学校卒業見込の者 ②採用時において、消防職（A）にあつては五所川原市に、消防職（B）にあつては鶴田町に居住できる者 ③身体が健全であること ④両眼（矯正視力含む）で0.8以上、かつ、一眼で0.5以上、色覚が正常であること ⑤自動車運転免許の普通免許（オートマチック限定を除く。以下同じ）を所持している者、または採用の日までに普通免許を取得できる者（ただし、平成23年3月に卒業見込の者は、採用後1年以内に普通免許を取得できる者）で採用後5年以内に大型免許を取得できる者	第一次試験 ☆日時 9月19日（日）午前9時 ☆場所 五所川原地域職業訓練センター および五所川原市中央公民館 ☆内容 ①教養試験 ②消防適性検査 ③体力測定  第二次試験（予定） ☆日時 10月17日（日） ☆場所 消防職（A）働く婦人の家 消防職（B）鶴田町豊明館 ☆内容 ①作文試験 ②面接試験
消防職（C）	4名程度	①昭和55年4月2日以降に生まれた者で、救急救命士の資格を有する者、救急救命士養成専門学校卒業及び平成23年3月卒業見込の者、または短期大学（専門学校※1含む）卒業以上及び平成23年3月卒業見込の者で、採用後救急救命士養成研修所に入所可能な者 ※1学校教育法第125条第3項に規定する「専修学校の専門課程」業年限2年以上の専門学校 ②採用時において、中泊町に居住できる者 ③身体が健全であること ④両眼（矯正視力含む）で0.8以上、かつ、一眼で0.5以上、色覚が正常であること ⑤自動車運転免許の普通免許（オートマチック限定を除く。以下同じ）を所持している者、または採用の日までに普通免許を取得できる者（ただし、平成23年3月に卒業見込の者は、採用後1年以内に普通免許を取得できる者）で、採用後5年以内に大型免許を取得できる者	第一次試験 ☆日時 9月19日（日）午前9時 ☆場所 五所川原地域職業訓練センター および五所川原市中央公民館 ☆内容 ①教養試験 ②消防適性検査 ③体力測定  第二次試験（予定） ☆日時 10月17日（日） ☆場所 中里消防署 ☆内容 ①クレペリン検査 ②面接試験

### 職員からのメッセージ

鶴田消防署 消防士 岡田達哉

わたしは平成20年度に消防職員として採用され、3年目を迎えています。

消防学校で6か月の教育を受け、消防署に戻り1年間消防隊員として経験を積み、現在は救急業務に携わっています。まだまだ不慣れなことが多く、経験豊富な先輩方のご指導・助言のもと日々職務に励んでいます。町民の方の「救急隊の方が来てくれたからもう大丈夫だ」という一言に責任の重さを感じ、同時に大きなやりがいを感じています。また、消防隊と救急隊で同時に活動し、素早い救出、適切な救命処置を行い、病院で待つ医師や看護師に引き継ぎができた時はなんともいえない達成感があり、家族から「ありがとうございました」と言われた時、この仕事をしていて本当によかったと思います。

消防署は24時間体制で勤務しています。消防署員はみんなが24時間を共にする仲間であり、お互いを信頼し自分の命を預けられる家族のような存在です。このような明るく温かみのある職場で働いてみませんか。一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。



### ■救急隊で日々行われている訓練を紹介します

- ①五所川原地区消防署「救急救命士」の証である腕章。
- ②「器具を使った気管挿管」の訓練。器具を使った気管挿管は救急救命士の中でも認定取得者のみができる特定行為で、認定を取得するためには30回の気管挿管に成功しないと認定が取得できない。「訓練とはいえ日々真剣勝負です」と工藤消防士長は語る。
- ③「静脈路確保」の訓練。最新のダミー人形を使って静脈に正確に注射針を打つ相馬消防士長。
- ④町民の命と安全を守る工藤消防士長（右）と相馬消防士長（左）。



- 救急救命士とは？  
医師の指示のもと、救急救命処置（特定行為）を行うことができる国家資格。
- 特定行為とは？  
・静脈路確保  
・乳酸リンゲル液を用いた静脈路確保のための輸液  
・器具を用いた気道確保  
・食道閉鎖式エアウェイまたはフリンゲアルマスクを用いた気道確保  
・認定取得者による気管挿管  
・薬剤投与  
・認定取得者によるアドレナリン（エピネフリン）投与  
・半自動除細動器による除細動  
・AEDによる除細動

**鶴田消防署救急隊 救急救命士を紹介します**

消防署救急隊では、病院への搬送中の傷病者に対し救急車内にて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的として、救急車に救急救命士の資格のある隊員が常時乗車しています。

今年新たに相馬智明消防士長がこの資格を取得して本署3人目の救急救命士が誕生しました。また、現在救急救命士として救急隊に所属する工藤憲幸消防士長が、今年「薬剤投与認定」を取得し、搬送中の傷病者に対し薬剤投与の特定行為が行えるようになりました。

救急車内での彼らの迅速かつ適切な処置により、これからより多くの命が助かることでしょう。

## 平成22年度定期観閲式

6月12日（土）、鶴田町消防団の定期観閲式が行われ、各分団による日ごろの訓練の成果が披露されました。

駅前通りでは、幼年消防クラブによるまとい振りや団員の分列行進、消防車両によるパレードが行われ、沿道の観客から多くの声援が送られていました。

町民運動場で行われた式典では、個人・分団への表彰や機械器具点検が行われ、また、幼年消防クラブ員による演技では、大人顔負けの「はしご乗り」と隊列を組んでのかわいい「ポンプ操法」が行われ、会場から心温まる声援と大きな拍手が送られていました。演技の最後には幼年消防クラブ全員が整列して「火遊びは絶対にしません」と元気に防火のちかいを述べていました。



①幼年消防クラブ「ポンプ操法」②③幼年消防クラブ「はしご乗り」④消防団による「まとい振り」